

《後期高齢者医療制度》

平成30・31年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	所得割率	均等割額	賦課限度額
平成30・31年度	10.17%	48,855円	62万円
平成28・29年度	10.17%	48,297円	57万円

兵庫県の平成30・31年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
48,855円		(総所得金額等 ^(注) - 33万円) × 所得割率10.17%		(上限62万円)

(注) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。)

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬以降に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い方の軽減(平成30年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成29年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の各所得 (公的年金等控除額を80万円として計算)が0円	9割 ^(注1) (4,885円)
	上記以外	8.5割 ^(注1) (7,328円)
基礎控除額(33万円)+27.5万円 ^(注2) ×被保険者数		5割(24,427円)
基礎控除額(33万円)+50万円 ^(注3) ×被保険者数		2割(39,084円)

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により9割又は8.5割軽減となります。

(注2) 平成29年度の27万円から拡充されました。

(注3) 平成29年度の49万円から拡充されました。

※ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

※ 所得割額の軽減特例措置は平成29年度は2割軽減でしたが、制度の見直しにより平成30年度は廃止されました。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が軽減特例措置により平成29年度は7割軽減されましたが、制度の見直しにより平成30年度は5割軽減され、年額24,427円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用されます。

お問い合わせ	・お住まいの区の区役所保険年金医療課(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課) 介護医療係 ・兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021
---------------	--